

令和 8 年度奈良地方最低賃金審議会

第 2 回 奈良県最低賃金専門部会 議事録

開催日時：令和 8 年 8 月 3 日（月曜日）

午後 3 時 00 分～

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町 163-1 愛正寺ビル 2F

1. 出席者

公益代表委員 下山 朗、坪田園子

労働者代表委員 河本章吾、北尾 亮、本村秀史

使用者代表委員 上村賢司、当麻和重

事務局 米村労働基準部長、中村賃金室長、生地賃金室長補佐
北岡賃金調査員

2 審議事項

（1）令和 8 年度 地域別最低賃金額改定の目安について（報告）

（2）奈良県最低賃金の審議（金額審議）について

（3）その他

3 主要経過・審議結果

【生地室長補佐】

それでは、ただ今から第2回奈良県最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、熊谷委員、西田委員がご欠席されておりますが、最低賃金審議会令の規定による定足数は満たされておりますことを、ご報告させていただきます。

また、本日の審議は「公開」として開始します。

それでは、下山部会長、議事の進行をお願いいたします。

【下山部会長】

それでは、第2回奈良県最低賃金専門部会を開催いたします。

最初に、本日の議事録の署名人を指名いたします。

私の他に、労働者側は北尾委員、よろしくお願いします。使用者側は当麻委員、よろしくお願いします。

それでは、最初の議題（1）の「令和8年度 地域別最低賃金額改定の目安について（報告）」に入ります。

まず、事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それでは、ご説明いたします。

7月28日に開催された中央最低賃金審議会の「第6回目安に関する小委員会」において、「目安に関する小委員会報告」が取りまとめられました。同報告は、同日開催の中央最低賃金審議会に報告され、審議の結果、中央最低賃金審議会の会長から厚生労働大臣あて「答申」がなされました。

目安額は全国加重平均で55円、奈良県が属するBランクは56円となっております。

当該答申に関する資料は、第520回本審にて既にお配りしましたので、ここでは割愛させていただきます、上村委員にのみ机上配付させていただいております。

以上でございます。

【下山部会長】

ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。

（意見、質問等がないことを確認）

ご意見、ご質問がないようですので、次の議題に移らせていただきます。

それでは、次の議題（2）「奈良県最低賃金の審議（金額審議）について」に入ります。

個別審議に入る前に、前回の専門部会でお話ししましたとおり、昨年度の「指定日発効としたことの影響等」について把握するため、全体審議の場で、認識の共有を図りたいと思います。

まず、この件に関する資料について、事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それでは、ご説明いたします。

お配りいたしております資料No.1「指定日発効としたことの影響」をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、資料No.1-1は、6月23日に中央最低賃金審議会から示されました「考え方の整理」の中で引用されております「参考資料3」をお付けしたのになります。

昨年度、奈良県最低賃金は11月16日の指定日発効としたところでございますので、資料の左側の棒グラフ「発効日が遅くなったことに伴い賃金の引上げ時期が遅れたか」の「11月発効」の行をご覧ください。これは、発効日が例年より後ろ倒しされたことの中小企業への影響に関して、独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査を用いて厚生労働省が集計したもので、必ずしも地域別最低賃金額の改定による賃上げではない点に留意する必要がありますが、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が例年より後ろ倒しされ、令和7年11月となった奈良県を含む13府県に本社のある中小企業のうち、78.5%の企業が「賃金の引上げ時期への影響はない」と回答した一方、17.4%の企業は「引上げ時期を遅らせた（遅らせる予定である）」と回答しております。

続いて、その右の棒グラフをご覧ください。「発効日が遅くなったことによる影響」については、84.0%の企業が「特に影響はない」と回答した一方、8.8%の企業は「影響があった」と回答しております。何らかの影響があったと回答した企業の中では、「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」という回答が全体の6.9%と最も多くなった一方、「助成金の申請手続きのための期間が確保できた」との回答は、全体の0.5%という結果となっております。

次に資料No.1-2をご覧ください。

こちらの資料は、ハローワークにおける求人の募集条件において、改正後の最低賃金を下回る求人の割合を月別に集計した資料でございます。なお、資料No.1-1は全国集計でございましたが、こちらは奈良労働局のみで集計した資料でございます。

青色のグラフが、10月1日発効となりました一昨年度（令和6年度）の割合、オレンジ色のグラフが11月16日発効となりました昨年度（令和7年度）の割合を表しております。本データはハローワークで受理した新規求人賃金に関するものであり、求人を出した企業が自社従業員の最低賃金近傍労働者の賃上げを行った時期を表したものではありませんことに留意する必要がありますが、9月及び10月の数値を比べていただきますと、発効日が1か月半後ろ倒しになったことに併せて、賃金の引上げ時期も後ろ倒しになった可能性が考えられる結果となっております。

次に、資料No.1-3をご覧ください。

こちらの資料は、事業場内最低賃金の引上げに伴う設備投資等に対する助成金である「業務改善助成金」の月別申請件数を集計した資料でございます。こちらも奈良労働局における集計となっております。

青色のグラフが令和6年度、オレンジ色のグラフが令和7年度の件数でございます。グラフの赤色の囲み及び下欄の黄色塗りで示した部分をご覧くださいと、例年最低賃金の実際の引上げ額の答申が出る8月から発効日の前日までの間が申請のピークとなっております。

令和7年度は10月・11月の件数の伸びが大きく、8月から発効日の前日までの期間における申請件数の合計を令和6年度と令和7年度で比較しますと2倍以上に増加しており、発効日の後ろ倒しが助成金活用の促進につながった可能性が考えられる結果となっております。

事務局が準備した資料の説明は、以上でございます。

【下山部会長】

ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。
例年にはない資料かと思imasので、何かあればいただきたいですけども。

(意見、質問等がないことを確認)

また随時ありましたら、ご意見賜りたいと思います。
それでは次に、労使双方の委員のご意見を伺いたいと思います。
よろしくお願いします。
では、労働者側からお願いします。
もし、資料があればお配りください。

【本村委員】

資料はありません。
発効日ということに関してでいいですか。

【下山部会長】

はい、そうですね。
この議題に関して、全体的なことでも構いません。

【本村委員】

労働者側委員の本村でございます。
昨年度の奈良県最低賃金の受け止めとしては、エネルギーや物価高騰の影響が労働者の生計費に直結しているということで、いろんな審議の結果、目安額63円に対してプラス2円ということで、これが全会一致で実現できたことは非常に良かったと受け止めています。
ただ一方で、発効日について、助成金の準備期間等のために11月16日となったことは理解していますが、最低賃金近傍で働く方々の賃金が1か月半ほど旧水準のまま続いたということは、課題として残るものと受け止めているところでございます。
中央の指針にあるとおり、最低賃金の決定というのが、生計費・賃金・支払い能力という法定3要素のデータに基づいて積み上げることが大前提であるということですが、奈良県の目安プラス2円の上乗せは、他県との横並びや最下位回避のためということに依存したのではなく、奈良県内の実質生計費の状況、春季生活闘争の妥結の水準の波及効果等というところであり、発効日を交渉したものではないことは理解しているところです。

3者間で納得性が保てるのであれば、こういったこともあるのかなと思ってはいますが、そ

の上で、やはり早期発効ということは訴えていきたい。また、少し遠のきはしましたが 1,500 円を見据えていかなければならない。そして中小・小規模事業者への助成・価格転換の支援として、いわゆる伴走型支援といったところも訴えていきたいと思っているところでございます。

【下山部会長】

ありがとうございます。

基本的には指定日発効に関することがメインでございますので、指定日発効に関しまして、ご意見を賜りたいと思います。

それでは、使用者側委員よろしくおねがいします。

【上村委員】

使用者側の上村でございます。

指定日発効に関しましては、昨年度、公労使で十分な議論を経て決められたという形で、大変良い結果だったなというふうに思っております。良いスタイルができたのではないかなというふうには考えておるんですけれども、今年度の指定日発効に関しまして、今、資料の方のご説明もいただきました。見ておきますと、奈良の資料に関しましては、これは明らかに効果があつたのではないかなというふうに考えております。

当初、この指定日発効をお話する際におきまして、引上げ額は高額により、企業としてはやはり準備期間が必要だということで、業務改善助成金等の活用に向けて一定期間の猶予ということをおどもは主張いたしましたところ、皆さんにご理解いただいたというふうに理解しておりますけれども、その効果がありまして、1.5 か月後ろ倒しになることにより、業務改善助成金の申請件数が2倍以上になっているということで、大変効果が大きかったのではないかなというふうに思っております。全国区におきましては違いますけれども、奈良県におきましては、この1.5 か月後ろ倒しの効果が、非常に大きかったと思っております。

ですので、今年も目安が大変高い金額が示されていく中で、企業としては十分な対応期間をいただきたい。そのためには皆さんと共にですね、指定日発効のあり方につきましては十分ご議論いただけたらというふうに思っておりますし、金額の議論と発効日の議論はそれぞれ個別に議論する中で、まとめ上げていくような形でしっかりと議論をしていけたらなというふうに考えているところでございます。昨年度は一括のような形でしたけれども、それぞれに議論するような中で、それぞれに決まったことを最後に答申書に載せる形で、しっかりとこの項目についても議論していけたらなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

【下山部会長】

ありがとうございました。

労働者側のご意見といたしましては、最低賃金近傍で働いている人のことを考えると、やはり指定日発効よりは早い方が望ましいというスタンスは基本としながらも、法定3要素で議論しつつ、発効日のあり方、企業の存続を含めた意味でのあり方ということに関しては、検討の余地はあるという解釈かと思っております。

解釈としては、それでよろしかったでしょうか。

【本村委員】

早い方が望ましいというよりは、原則としては法定発効が望ましいというスタンス、ということとは変わっていない。

【下山部会長】

はい。ありがとうございます。

使用者側に関しましては、昨年度に関しては、業務改善助成金に関しては一定程度の効果が見られたということで、後ろ倒しが企業の経営上意義はあったという認識だったということだと思います。

その上で金額の議論と発効日の議論は分けて考えるということでございましたが、これは議論する中で検討していこうと思います。

このような意見でしたけれども、双方特に矛盾はございませんでしょうか。

(意見等がないことを確認)

はい、ありがとうございました。

「指定日発効としたことの影響等」について、それぞれの立場から昨年度の発効日の影響について、それぞれに意見をいただき、それぞれの意見に関して共有を図ることができたと思います。

今年度も中央から発効日に関して厳しめのご意見がある一方で、昨年度のことも含めると、それ自身も重要な材料になる可能性は十分あり得ると思っております。

ですので、各委員におかれましては、相手側の立場というものも理解した上で、今後の審議に臨んでいただきますようお願いいたします。

続きまして、本日は資料No.2として、もう一点資料が配付されています。こちらは、7月27日に開催された中央最低賃金審議会「第5回目安に関する小委員会」で配付された資料になりますが、これにつきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

私が解説しますと、参考資料No.1の2頁、いわゆる消費者物価指数です。我々生活者がどういったところに物価上昇の影響を受けているかが表れています。昨年度で言いますと、米の上昇も含めて食料品というのが当然高く出ている一方で、他の分野は場合によっては部分的には落ち着いているものもある、という非常に難しい状況かと思えます。

3頁につきましては、ランクごとの消費者物価指数の前年比上昇率でございます。昨年度と比べましたら、全体的にはやや上昇がマイルドになっているというのが統計上の情報になっております。

参考資料No.2におきましては、これをもう少し長期で見た物価指数が23頁です。さらにそれを項目別に見たものが24頁ということになっております。やはり生鮮食料品を除く食料品に関するものは高くなっているという感覚ですが、これは統計上のご紹介でございます。

26頁を見ますと、1か月に1回程度以上購入するものの物価がかなり高まってきており、我々

が普段目にするものがやはりかなり高く感じるということは統計上も出ているということでございます。

28 頁につきましては、2024 年から 2025 年にかけてと、2025 年から 2026 年にかけてを比較しますとは、伸びは相変わらず高いものの若干マイルドになっているという統計でございます。

その他の統計につきましては、参考資料No.3 にありますので、そちらもご覧いただき、何かご意見、ご質問はございませんか。

【上村委員】

今の資料ということではなく、全体のことにに関してということでもよろしいでしょうか。

【下山部会長】

構いません。

【上村委員】

昨年度も確認させておりますけれども、この最賃を検討する対象者なんですけれども、いろんな資料では継続した人に対する賃上げのデータ等々はたくさんあるんですけれども、継続した人への対応だけではなくて、当然に初めてこの仕事に就く人も当然対象かなというふうに思っております。そのところの確認とともにですね、じゃあその時にどういったものだとということで、当然にスキル、経験、そういったものは全く一切なくて、しかし、1 時間拘束することにおいて、事業者として支払わないといけない時間給を決めるのが最低賃金だということで、経験があった人に対してではない。そして、かつスキル、経験が一切ない人の中における賃金、拘束したときに支払うべき時間給を決めるというのが最低賃金の考え方かなという理解でよろしゅうございましょうか。

【下山部会長】

労働者側からご意見あれば、お願いします。

【上村委員】

基本的な考え方ですので、昨年度も賃金室から回答いただいたと思いますが、私の理解が間違っていないかどうか、ご指摘いただけたらと思います。

【下山部会長】

事務局からお願いします。

【中村室長】

お答えいたします。

ご質問の答えといたしましては、この最低賃金というのは基本的にはいわゆる、すべての労働者に適用されるものでございますので、上村委員がおっしゃられたスキルが全くない労働者、過去にそういう職務に関して経験がない労働者であっても、この最低賃金は原則適用されると

いうことになっております。

【上村委員】

ありがとうございます。もう1点確認したいんですけど、よろしいでしょうか。

先ほどから最賃を決めるのは3要素に基づいてということでありましたが、こちらも確認したいんですけども、3つの要素がありますが、何かウエイトらしきものはあるのでしょうか。特にウエイトがあるわけではなく、広くこの3つの要素を勘案しながら、地域の実態に照らして決めるということで、例えば生計費だけ、賃金だけウエイトが高いから、それを引き上げるといような決まりごとのような、または明文化されたようなものがあるのでしょうか。私はないというふうに理解しているんですけど、そのあたりのところを確認させていただきたいというふうに思います。

【中村室長】

お答えいたします。

おっしゃられましたように、法定3要素に基づいて決定することになっておりますので、特にその一部を何か強調してここを重点的に、重視して判断すべきというようなことはございません。そこは総合的に判断していただければ。

【上村委員】

ありがとうございます。

【下山部会長】

最低賃金法第1条を読みますと、もちろんご存知のどおりですけども、「この法律は賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」ということですので、上村委員のおっしゃる点での合意ということと同時に、それらの質も上げていく、かつ労働者の生活も大事であるという、先ほどの3要素に関わることでございますので、ということの一応確認だけでございます。

はい、ありがとうございます。他にご意見、ご質問、ご確認したいこと等ありましたらお願いいたします。

(意見、質問等がないことを確認)

それでは、具体的な金額審議に入りたいと思いますので、ここから先は前回の専門部会で同意いただきましたとおり、個別審議にて進めさせていただきます。

個別審議の場合は、それぞれのお考えや根拠、エビデンスをお示し願います。

また、前回の決議に従い、個別審議は「非公開」といたします。

では、最初はどちらからいきましょうか。

それでは、公益と労働者側から行うことといたします。

【中村室長】

労働者側委員が個別審議を行っている間、使用者側委員は、別室でお待ちいただくことになりますので、ご移動をお願いします。

(個別審議)

(全体審議再開)

【下山部会長】

それでは、全体会議を始めます。

最後の使用者側との個別協議の話、簡単に言いますと、使用者側のエビデンス上、奈良県の置かれている状況を踏まえれば目安マイナスというところは価値観であろうと。目安マイナス5円という話、目安マイナスというところの価値観であろうということと、一方で白丸を目指さないわけではないと。お互い譲り合えるところは譲り合いながら、着地できる場所があれば着地したい、このようなコメントをいただきました。

ですので、結果的には労使双方の主張に隔たりがあるので、第3回目の専門部会が開かれます。8月5日(水)午前10時から開催し、引き続き金額審議を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。開催場所は、本日と同じく別館会議室です。

最後に議題(3)「その他」でございますが、事務局から何かございますか。

【中村室長】

事務局からは特にございません。

【下山部会長】

本日、最後に個別に言いましたけれども、本日の主張を踏まえて、新たな証拠などを提示していただきながら、なるべく隔たりが縮まるように進めたいと思います。1日ありますので、ぜひ皆さんご議論のほどよろしくお願いいたします。

それではこれもちまして、本日の専門部会を終了します。皆様お疲れ様でした。